

令和6年 鰺ヶ沢町農業委員会

第6回定例総会会議録

令和6年6月12日（水）午前10時00分開議
鰺ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番 木村 賢一	10番 木村 暁子
2番 長谷川 貴輝	11番 工藤 修二
3番 大谷 大樹	12番 工藤 文信
4番 木村 優仁	13番 對馬 孝
5番 今 仁司	14番 工藤 清
6番 神 秀穂	
7番 神 文人	
8番 三上 三樹	

◎欠席委員 9番 佐藤 松子

事務局

1. 開会

ただ今より令和6年第6回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。

会長

(会長挨拶)

事務局

それではこれから会議に入ります。鰺ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願ひします。

議長

ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。

(午前10時00分)

2. 会期の決定

審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。

議場

[「異議なし」という声あり]

議長

異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。

3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

議長	項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を6番の神秀穂委員、12番の工藤文信委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。
事務局	<p>4. 諸般の報告</p> <p>諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和6年5月17日 令和6年度農業委員会事務局長会議 場 所：青森県観光物産館アスパム『八甲田』 出席者：工藤事務局次長</p> <p>報告第2号 令和6年5月17日 令和6年度第1回農業者年金業務担当者会議及び初任者研修 場 所：青森県観光物産館アスパム『白鳥』 出席者：齋藤主幹</p> <p>報告第3号 令和6年5月22日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：中村町字下清水崎地内、北浮田町字今須地内、 舞戸町字後家屋敷地内 出席者：対馬孝委員、木村暢子委員、佐藤正由推進委員、 事務局（工藤、齋藤）</p>
	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第19号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>以上2議案を上程致します。</p>
議長	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案第18号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	それでは議案第18号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。 番号24番から26番の詳細について説明します。

事務局

番号 24 番
農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字下清水崎 42 番 11
地 目 登記、現況ともに田
面 積 166 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
知人間の売買です。

番号 25 番
農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字今須 104 番地
地 目 登記、現況ともに畠
面 積 2,034 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
不在者財産管理人との売買です。

番号 26 番
農地の所在 鯉ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷 20 番地 16
地 目 登記、現況ともに田
面 積 3,530 m²
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
知人間の売買です。

これらのことについて、資料 4 頁をごらんください。

法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。

番号 24 番については、当該申請地は野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号 25 番については、野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号 26 番については、野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

なお、5 月 24 日に對馬孝委員、木村暢子委員、佐藤正由雄推進委員、事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認し、その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

それでは議案第 18 号について審議に入ります。

議案第 18 号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

(「異議なし」という声あり)

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。議案第 18 号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 18 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員

議長

会の許可については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして議案第19号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求める。

なお、番号96番、100番、104番、については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する議員の一時退席をお願いします。

議場

(木村賢一委員、長谷川貴輝、工藤修二委員が退席)

事務局

暫時の間、議長を勤めさせていただきます。

議案第19号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号96番、100番、104番、について事務局に説明を求める。

それでは番号96番から説明いたします。

6ページをお開き下さい。

番号96

農地の所在 鯉ヶ沢町大字舞戸町字蒲生26番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2, 941m²

外1筆 合計4, 690m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃貸借 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号100

農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字早田211番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 3, 491m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃貸借 10a当り1俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号104

農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字今須428番

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 1, 715m²

外3筆 合計5, 888m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 5年

事務局	使用貸借で契約しております。																																								
議長	<p>ただいま、番号96番、100番、104番、について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>																																								
議場	〔「異議なし」という声あり〕																																								
議長	<p>ないようなので、採決いたします。</p> <p>議案第19号、番号96番、100番、104番、について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>																																								
議場	(全員挙手)																																								
議長	<p>全員賛成ですので、議案第19号、番号96番、100番、104番、について、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>退席していた委員の着席をお願いします。</p>																																								
	(木村賢一委員、長谷川貴輝、工藤修二委員が着席)																																								
議場	それでは議案第19号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利集積計画の承認についてただいま承認されたもの以外について用事務局に説明を求めます。																																								
議長	それでは、5頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。																																								
事務局	<p>1. 所有権移転</p> <table> <tr> <td>件 数</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>地目別面積</td> <td>田 0 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>畠 0 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>樹園地 0 m²</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0 m²</td> </tr> </table> <p>2. 利用権設定</p> <table> <tr> <td>再設定</td> <td>7 件</td> <td>7 6, 4 8 1 m²</td> </tr> <tr> <td>新 規</td> <td>7 件</td> <td>4 8, 4 6 1 m²</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1 4 件</td> <td>1 2 4, 9 4 2 m²</td> </tr> </table> <p>契約内訳</p> <table> <tr> <td>3年未満の契約</td> <td>4 筆</td> <td>1 9, 7 6 2 m²</td> </tr> <tr> <td>3年から5年契約</td> <td>1 8 筆</td> <td>4 2, 8 3 1 m²</td> </tr> <tr> <td>6年から9年契約</td> <td>0 筆</td> <td>0 m²</td> </tr> <tr> <td>10年以上の契約</td> <td>1 5 筆</td> <td>6 2, 3 4 9 m²</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3 7 筆</td> <td>1 2 4, 9 4 2 m²</td> </tr> </table> <p>貸手・借手内訳</p> <table> <tr> <td>貸手農家</td> <td>1 4 名</td> </tr> <tr> <td>借手農家</td> <td>1 2 名</td> </tr> </table>			件 数	0 件	地目別面積	田 0 m ²		畠 0 m ²		樹園地 0 m ²	計	0 m ²	再設定	7 件	7 6, 4 8 1 m ²	新 規	7 件	4 8, 4 6 1 m ²	計	1 4 件	1 2 4, 9 4 2 m ²	3年未満の契約	4 筆	1 9, 7 6 2 m ²	3年から5年契約	1 8 筆	4 2, 8 3 1 m ²	6年から9年契約	0 筆	0 m ²	10年以上の契約	1 5 筆	6 2, 3 4 9 m ²	計	3 7 筆	1 2 4, 9 4 2 m ²	貸手農家	1 4 名	借手農家	1 2 名
件 数	0 件																																								
地目別面積	田 0 m ²																																								
	畠 0 m ²																																								
	樹園地 0 m ²																																								
計	0 m ²																																								
再設定	7 件	7 6, 4 8 1 m ²																																							
新 規	7 件	4 8, 4 6 1 m ²																																							
計	1 4 件	1 2 4, 9 4 2 m ²																																							
3年未満の契約	4 筆	1 9, 7 6 2 m ²																																							
3年から5年契約	1 8 筆	4 2, 8 3 1 m ²																																							
6年から9年契約	0 筆	0 m ²																																							
10年以上の契約	1 5 筆	6 2, 3 4 9 m ²																																							
計	3 7 筆	1 2 4, 9 4 2 m ²																																							
貸手農家	1 4 名																																								
借手農家	1 2 名																																								

事務局

地目別面積	
田	1 0 6 , 1 3 1 m ²
畑	9 , 1 2 7 m ²
樹園地	0 m ²
計	1 2 4 , 9 4 2 m ²

3. 総地目別面積

田	1 0 6 , 1 3 1 m ²
畑	9 , 1 2 7 m ²
樹園地	0 m ²
計	1 2 4 , 9 4 2 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号 97

農地の所在 鮎ヶ沢町大字中村町字笠前36番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 9 4 4 m²

外 田 2 筆 合計 3 筆

合計面積 1 2 , 8 5 0 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a 当り 1俵 (玄米) で法定相続人と契約しております。

番号 98

農地の所在 鮎ヶ沢町大字中村町字下山ノ井9番8

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 2 , 1 9 6 m²

外 田 1 筆 合計 2 筆

合計面積 5 , 2 5 0 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1俵 (玄米) で契約しております。

事務局

番号 9 9

農地の所在 鰺ヶ沢町大字浜横沢町字応坂3 2番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 9, 257 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 1年

賃借料 10a 当り 7, 700 円で契約しております。

番号 10 1

農地の所在 鰺ヶ沢町大字北浮田町字新沢1 0 3番1

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 3, 239 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 5年

賃借料 使用貸借で契約しております。

番号 10 2

農地の所在 鰺ヶ沢町大字建石町字島田1 5 4番1

地 目 登記簿 畑

現 況 樹園地

面 積 2, 834 m²

外 畑2筆 合計3筆

合計面積 9, 684 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 樹園地

期 間 5年

賃借料 全部で 100, 000 円で契約しております。

★営農計画あり

番号 10 3

農地の所在 鰺ヶ沢町大字一ツ森町字禿3 7番

地 目 登記簿 畑

現 況 田

面 積 1, 054 m²

外 田6筆 合計7筆

合計面積 15, 279 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 0. 5俵 (玄米) で契約しております。

事務局

番号 105

農地の所在 鮎ヶ沢町大字南浮田町字早田 261番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 4, 013 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 使用貸借で契約しております。

番号 106

農地の所在 鮎ヶ沢町大字南浮田町字早田 234番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 16, 561 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 使用貸借で契約しております。

番号 107

農地の所在 鮎ヶ沢町大字湯舟町字若山 195番67

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 15, 268 m²

外 田2筆 合計3筆

合計面積 29, 728 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り 20, 000円で契約しております。

番号 108

農地の所在 鮎ヶ沢町大字建石町字大曲 125番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面 積 4, 677 m²

外 田2筆 合計3筆

合計面積 5, 923 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a当り 20, 000円で契約しております。

番号 109

農地の所在 鮎ヶ沢町大字中村町字下清水崎 227番2

事務局	<p>地 目 登記簿 田 現 況 田 面 積 3, 762 m² 外 田2筆 合計3筆 合計面積 10, 505 m² 再設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 利用目的 田 期 間 3年 賃借料 10a 当り 10, 000 円で契約しております。</p> <p>以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第19号について審議に入ります。 議案第19号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第19号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第19号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。</p>
	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。 これをもちまして令和6年第6回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は7月10日（水）午前10時に開催予定。 <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">会長 工藤清 会議録署名者 神秀穂 // 工藤文信</p>